議第1529号

輪島都市計画道路の変更(石川県決定)

都市計画道路中3・5・7号釜屋谷塚田線を次のように変更する。

	名 称 位 置					区域	構		造		
和 種 別 別	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	備考
幹線街路	3.5.7	釜屋谷 塚田線	輪島市 平成町	輪島市 塚田町 3字	河井町 3 部	約 2,120m	地表式	2 車線	12m	幹線球路との平 面交差6 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

【理由】

3・5・7 号釜屋谷塚田線は、輪島の中心市街地を通る生活道路であるとともに、輪島市の東西地域を結ぶ幹線道路であり、輪島市都市計画マスタープランにおいても広域連携軸として、沿線都市等との広域的な観光交流を推進し、地域の活性化を図る道路として位置づけられている。

輪島市では、能登の世界農業遺産認定や平成26年度の北陸新幹線金沢開業などに伴い、 輪島塗のユネスコ無形文化遺産登録申請や「漆の香る里づくり」推進事業などを実施すると ともに、輪島市都市計画マスタープランにおいて中心市街地の歩行者回遊ルートを設定し、 魅力あるまちづくりを目指している。また、地元商店街においても年間を通じたイベントを 開催し、にぎわいの創出を図っているところである。

今回、中心市街地の歩行者の回遊性向上や円滑な交通の確保を図るために、3・5・7 号釜屋谷塚田線の新橋西交差点から3・3・1 号本町宅田線までの区間L=470mにおいて、両側の歩道幅員を2.0mから2.5mに拡幅して道路幅員を11mから12mに変更するとともに、バスベイの設置及び新橋東交差点、河井小学校前交差点において付加車線を設置する。

また、併せて、車線数を2車線に決定する。